

オフィス移転等に対する新たな助成制度

～ 立地するなら やまなし～

スタートアップ歓迎

新たに山梨県内にオフィス、研究・研修施設を設置した企業に対し、その設置費用から従業員用の社宅確保に係る経費まで助成します！

対象者

- 次の要件を満たす企業であれば業種は問いません。
- ・県内にオフィス、研究・研修施設（※）を新たに設置すること。
 - ・操業から1年以内に県外からの転勤者、新規採用者が併せて5人以上となり、居住の実態を有すること。
- ※ 顧客に直接に対応する機会が特になく、事務処理、管理業務、人事、経理、法務、財務、総務の業務を行うオフィス又は研究・研修施設をいう。

対象経費

① 取得の場合

オフィス、研究・研修施設、社宅の設置に係る経費



社宅もOK！

② 賃借の場合

上記施設の借り上げ料、通信回線使用料、社用車の借り上げ料、上記施設の改修に係る経費、社員への住宅手当に係る経費

改修費もOK！



住宅手当も対象！

助成内容

- ① 取得の場合 投下固定資産額（土地分を除く）の10% 限度額 1,500万円
- ② 賃借の場合 賃借料等の1/2 限度額 年500万円（最大3年間）

①、②の併用も可となっており、最大3,000万円まで助成します。



【お問い合わせ先】

山梨県産業労働部成長産業推進課

TEL 055-223-1472

E-mail seichosangyo@pref.yamanashi.lg.jp

WEBサイト「やまなし産業立地コミッショ

<http://pref.yamanashi.jp/sangyo/index.php>

やまなし産業立地コミッショ 検索